

記者発表（資料配布）				
月／日（曜）	担当課 担当名	TEL	発表者名 （担当班長名）	その他の発表先・ 配布先
6／3（木）	水大気課 水質班	外線：078-362-3290 内線：3384	課長 山本 竜一 （副課長 加藤 朋子）	—

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の成立について

現在、国会で審議中の瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が本日の衆議院本会議にて可決成立しました。（改正法の概要は別紙のとおり）

可決成立にあたり、次のとおり知事のコメントを発表します。

瀬戸内海環境保全特別措置法改正法成立に関する知事コメント

本日、瀬戸内海環境保全特別措置法改正法が衆議院本会議で可決され、成立しました。瀬戸内海再生議員連盟をはじめ、応援をいただいた国会議員の皆様、多くの関係の皆様へ感謝します。

かつて「豊穰の海」と呼ばれた瀬戸内海。しかし、近年はノリの色落ちが目立ち、イカナゴ漁も漁獲量の減少が深刻化しています。その要因として指摘されているのが、窒素・リン濃度の低下等です。

既に、兵庫県では、全国初の試みとなる水質目標値（下限値）の設定をはじめ、栄養塩供給ガイドラインを活用した工場・事業所の取り組みの促進、BOD 上乘せ排水基準を撤廃した下水処理場での季節別運転の継続・拡大など、先進的な取り組みを進めてきました。今回の法改正を踏まえ、「栄養塩類管理計画」を新たに策定するなど、これまでの取り組みをより一層強化していきます。

私たちは、瀬戸内海を「きれいな海」だけでなく、漁獲量に恵まれた「豊かな海」、そして風光明媚で多島海を護る「美しい海」としなければなりません。豊かで美しい瀬戸内海の早期実現をめざし、県民の参画と協働を得ながら、陸域からの栄養塩供給と海域での水産資源確保の取り組みを、瀬戸内海全体で加速させていきます。

令和3年6月3日

兵庫県知事 井戸 敏三